

皆さんの意見を募集しますーパブリックコメントの実施ー

町の重要な政策を行う上で、皆さんから広く意見を募集し、計画などの策定における検討事項とさせていただきます。いただいた意見は整理・要約し、意見への考え方をホームページで公表します。

①「多古町国土強靱化地域計画(案)」

「多古町国土強靱化地域計画」…災害により多古町で起こり得る被害を洗い出し、災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な町を目指す計画

意見募集期間および閲覧期間

1月26日(火)～2月24日(水)【土・日・祝日を除く】 午前8時30分～午後5時

閲覧場所

役場 総務課窓口・総合案内窓口、コミュニティプラザ ※町ホームページでもご覧いただけます。

意見提出方法(提出先)

郵送、窓口提出、FAX(76-7144)、ホームページの回答フォームの方法によりご提出ください。

お問合せ●総務課交通防災係 ☎ 76-2611

②「多古町水道事業経営戦略(案)」

「多古町水道事業経営戦略」…多古町水道事業の将来像を「次世代につなぐ安心・安全な水道」とし、その指針となる経営戦略

意見募集期間および閲覧期間

2月1日(月)～3月2日(火)【土・日・祝日を除く】 午前8時30分～午後5時

閲覧場所

役場 生活環境課窓口・総合案内窓口、コミュニティプラザ ※町ホームページでもご覧いただけます。

意見提出方法(提出先)

郵送、窓口提出、FAX(76-7144)、ホームページの回答フォームの方法によりご提出ください。

お問合せ●生活環境課水道係 ☎ 76-5406

※郵送先 〒289-2292 多古町多古584番地
※意見提出用紙は、閲覧場所での配布やホームページよりダウンロードできます。
※コミュニティプラザは月曜日・祝日休館です。ただし、土・日曜日は閲覧可能です。

千葉県災害義援金の受付を終了します

3/31 まで

令和元年9月に発生した台風15号などの一連の災害で、住んでいる住宅に被害を受けた世帯を対象に、県内外の皆様から寄せられた義援金を配分しています。

申請窓口【土・日・祝日を除く】

申請場所●役場財政課

持参物●り災証明書、印鑑、通帳、免許証などの本人確認書類

※郵送申請も受け付けております。

注意事項

申請書の記入は世帯主の方が行ってください。

申請に基づき口座振込にてお振り込みいたします。



被害区分	配分金額
全壊	60万円
半壊	30万円
一部損壊	1万円

お問合せ●財政課財政係 ☎ 76-5416

「多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に係る案の縦覧

多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更にあたり、都市計画の案を次のとおり縦覧します。

1. 案の縦覧

1 種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(千葉県が決定)

2 縦覧期間

4月16日(金)～30日(金) [予定]

午前8時30分～午後5時15分【土・日・祝日を除く】

3 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課、多古町都市計画課



2. 意見書の提出

この都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案について、ご意見のある方は、そのご意見と住所、氏名等を記載した書面(意見書)を、知事あてに提出してください。

なお、意見書を提出できる方は、多古町内に住所のある方(法人を含む)及び利害関係のある方です。

1 意見書の提出先

多古町都市計画課(〒289-2292 多古町多古584)まで持参または郵送してください。

なお、住所、氏名等を記載する意見書の様式は、縦覧場所で配布しています。

2 意見書の提出期間

4月16日(金)～30日(金) [予定]

※郵送の場合は、4月30日までの消印有効

3 意見書の取扱い

都市計画の決定を行う際は、千葉県都市計画審議会で審議されます。

提出されたご意見につきましては、その要旨を審議の判断資料の1つとして、審議会に提出します。

お問合せ●千葉県県土整備部都市整備局都市計画課 ☎ 043-223-3376

多古町都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408

多古都市計画用途地域及び地区計画(多古台地区)を変更しました

多古台地区は、自然と調和した環境共生型の低層住宅を主とする複合的な土地利用を図る地区です。近年、本町を取り巻く住環境は大きく変化しており、良好な住環境を備えた住宅地区の確保が必要となっています。

令和2年11月30日、住宅地区の確保を図るため、多古都市計画用途地域(※1)と多古台地区地区計画(※2)の変更の告示を行いました。

変更した用途地域と地区計画の内容については、都市計画課でご覧いただけます。

※1 用途地域：土地利用に関して用途の混在を防ぐため、住居・商業・工業などの土地利用の大枠を定めるもの

※2 地区計画：地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるため、建築物の建て方など地区独自のルールを定めるもの



お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408